

# ナトリウム取扱研修棟外壁他塗装替工事

## 工事仕様書

令和 8 年 5 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
敦賀事業本部 戦略推進部  
建設保全課

## 目 次

・一般事項	
1.1 工 事 名 称	2
1.2 工 事 場 所	2
1.3 適 用 範 囲	2
1.4 図書の優先順位	3
1.5 工 事 目 的	3
1.6 工 期	3
1.7 検 収	3
1.8 疑 義	3
1.9 軽 微 な 変 更	3
1.10 工事用電力及び工事用水	3
1.11 支給品・貸与品	3
1.12 試 験 検 査 等	3
1.13 建設副産物の適正処理等	4
1.14 安全衛生管理	4
1.15 官公庁等手続き	5
1.16 渉 外 事 項	5
1.17 工 事 用 設 備	5
1.18 グリーン購入法の推進	5
1.19 保証について	6
1.20 工事实績情報サービスの登録	6
1.21 完全週休2日(土日)	6
1.22 責任	7
1.23 図 書 提 出 先	7
・特 記 事 項	9
1.1 仮 設 工 事	9
1.2 防 水 工 事	9
1.3 塗 装 工 事	9
1.4 鋼製建具工事	10
1.5 外 構 工 事	10
1.6 電気設備工事	11

## ． 一 般 事 項

### 1.1 工事名称

ナトリウム取扱研修棟外壁他塗装替工事

### 1.2 工事場所

福井県敦賀市白木1丁目  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
敦賀総合研究開発センター敷地内

### 1.3 適用範囲

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)敦賀事業本部における「ナトリウム取扱研修棟外壁他塗装替工事」に適用する。本仕様書等の設計図書に記載なき場合は、以下の印の最新版を適用する。

#### 1) 適用法令

建築基準法及び関係法令  
消防法及び関係法令  
労働安全衛生法及び関係法令  
建設業法及び関係法令  
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
大気汚染防止法及び石綿障害予防規則  
その他関係法令

#### 2) 適用規格・基準

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)〔国土交通省〕  
公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)〔国土交通省〕  
公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)〔国土交通省〕  
公共建築工事標準仕様書(建築工事編)〔国土交通省〕  
公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)〔国土交通省〕  
公共建築工事標準図(電気設備工事編)〔国土交通省〕  
公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)〔国土交通省〕  
公共建築工事標準図(機械設備工事編)〔国土交通省〕  
建築工事標準仕様書・同解説〔日本建築学会〕  
日本産業規格(JIS)及び関係規格  
内線規程〔日本電気協会〕  
コンクリート標準示方書〔土木学会〕  
機構規定類  
その他関係規格・基準

#### 1.4 図書の優先順位

設計図書の優先順位は、以下の順位を原則とする。

- 1) 機構の文書による指示
- 2) 設計図書（工事仕様書、図面、内訳書）
- 3) 「1.3 適用範囲」に示す規格・基準類

#### 1.5 工事目的

ナトリウム取扱研修棟は、竣工後、20年以上経過し、外壁塗装、防水等の劣化が進んでいる為、塗装替え等の工事を実施する。

#### 1.6 工 期

自 契約日

至 令和8年12月15日（火）

#### 1.7 検 収

機構が実施する「竣工検査」に合格したことをもって検収とする。なお、法令等により官公庁等の検査を要するものは、原則としてそれに合格していなければならない。

#### 1.8 疑 義

本仕様書及び図面等に明記のない場合や疑義を生じた場合、あるいは現場の納まりや取合等により不整合が生じた場合は、速やかに機構監督員（以下「監督員」という。）と協議を行う。

#### 1.9 軽微な変更

現場の納まりや取合いなどの関係で、材料の寸法や取付け位置、あるいは取付け工法を多少変更するなどの軽微な変更については、請負者の負担において施工するものとする。

#### 1.10 工 事 用 電 力 及 び 工 事 用 水

- 1) 本工事で使用する工事用の電力及び用水は無償支給とするが努めて浪費をさけること。
- 2) 指定する供給部以降に設置する設備については、請負者負担とする。
- 3) 使用方法及び設置方法については、予め監督員の了解を得るものとする。

#### 1.11 支給品・貸与品

無し

#### 1.12 試験検査等

- 1) 請負者は、本工事における主要な材料を調達する前に、当該材料のリスト及び仕様を「使用材料承諾願」より届け出て、機構の承諾を得なければならない。
- 2) 上記主要材料は、監督員の検査を受けて合格したものを使用する。
- 3) 請負者は、各工事工程における検査項目について、検査要領書を提出し、機構の承諾を受ける。また、

検査要領書に記載する項目について検査を実施し、その結果を記載した書類を検査報告書としてまとめ、監督員に提出すること。

- 4) 検査の判定のために使用する測定機器及び試験装置は、定められた期間ごと、又はその使用前に、校正及び調整されたものを使用しなければならない。
- 5) 請負者は、法令等で定められた官公署等の立会検査及び試験について、原則として事前に予備検査又は試験を行わなければならない。
- 6) 工事施工後に、外観、員数、寸法及び機能等が満足していることを監督員の立会いにより確認を受ける。

#### 1.13 建設副産物の適正処理等

- 1) 本工事において、建設副産物が発生する場合の処理については、「建設副産物適正処理推進要綱」（国交省経建発第333号）を遵守して行わなければならない。
- 2) 本工事の公衆災害防止のための、適正な施工の確保については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（国交省経建発第1号）を遵守して行わなければならない。
- 3) 本工事においては、低騒音型、低振動型建設機械の使用に努めなければならない。

#### 1.14 安全衛生管理

##### 1) 安全管理

工事現場の安全管理は、法令等に従い、請負者の責任において自主的に行なうこと。

請負者は、災害防止のための作業規制や現場立入規制等を行い、管理下の工事関係者に周知徹底させるとともに、安全確保のための必要な施策を行い、事故の発生防止に努めなければならない。

6月～10月までの期間において、WBGTが28 以上又は気温が31 以上の環境下で、連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施する作業が見込まれる場合は、作業要領書に応急処置手順及び通報手順を盛り込み、それを作業現場ごとに掲示するとともに、リスクアセスメント及び日々のKYにて熱中症予防に関する事項を作業員へ周知すること。その周知内容は日々監督員が確認する。また、現場にはWBGT計を容易に確認できる箇所に準備・設置すること。

##### 2) 現場作業責任者

請負者は、機構制定の「作業責任者認定制度」の規定に従い、現場作業責任者を現場へ常時配置する。現場作業責任者は、「職長・安全衛生責任者教育」の修了者又は当該工事と類似又は同種の作業経験が1年以上の者であって、機構の資格認定を受けた者とする。

新規認定については、機構が実施する「現場責任者認定教育（請負者）」を受講し、理解度確認テストにより十分な理解度が確認できた場合に、教育が修了したものと認定する。

なお、新規認定の有効期間は3年とする。

更新認定については、機構が実施する「作業責任者更新教育」を受講し、理解度確認テストにより十分な理解度が確認できた場合に、教育が修了したものと認定する。なお、更新認定の有効期間は3年とする。

現場作業責任者は、現場代理人との兼任を認める。

##### 3) 作業計画書

請負者は、作業計画書を作成し、機構の承諾を得てから現場作業に着手する。

承諾を得た作業計画書に変更が生じた場合は、必要に応じて変更に係る作業計画書を作成して、機構の承諾を得る。

作業計画書には、以下に示す資料を添付する。

- イ 作業要領書（機構定型様式）
- ロ 作業等安全組織図（機構定型様式）
- ハ 作業員名簿（機構定型様式又は請負者様式）
- ニ 安全衛生チェックリスト（機構定型様式）
- ホ リスクアセスメントのワークシート（機構定型様式又は請負者様式）
- ヘ その他必要資料

#### 4) 安全教育

請負者は、全作業員の安全意識の高揚に努めるとともに、安全作業の習慣化や作業規則の厳守等に対する安全教育の徹底に努めるものとする。

#### 5) 火災防止

請負者は、工事現場及び周辺地域における火気の取扱いに十分注意し、火災等を発生させないように万全の注意を払わなければならない。火災等により生じた損害は、全て請負者の責任とする。

#### 6) 衛生管理

工事現場は、常に整理整頓を励行しかつ清潔に保つものとする。また、作業員用の便所が必要な場合は、機構の承諾を得た後、現場内の適切な場所に設置すること。

#### 7) 交通安全

請負者は、交通法規を遵守することはもとより、工事現場周辺の交通に障害を与えてはならない。万一生じた紛争は、請負者が自主的に解決するものとし、機構は一切責任を負わない。

#### 8) 事故報告

事故が生じた場合は、請負者は速やかに、発生日時、発生場所、被害者氏名、原因、状況、応急措置、その後の対策等を監督員に報告しなければならない。

### 1.15 官公庁等手続き

- 1) 請負者は、機構が行う手続き以外の官公庁等に対する本工事に必要な諸願届等の手続きを、全て請負者の責任において遅滞なく行うものとする。
- 2) 請負者は、機構が行う官公庁等に対する本工事に必要な手続きのうち、機構から協力依頼のあるものについては協力しなければならない。

### 1.16 渉外事項

工事施工に起因する第三者の苦情処理及び破損及び復旧については、すべて請負者の費用負担で遅滞なく行うものとする。

### 1.17 工事中設備

工事に必要な諸建物及び電気通信設備等の工事中設備は、すべて請負者の負担と責任にて準備しなければならない。

### 1.18 グリーン購入法の推進

本工事に於いて使用する資機材・製品については、グリーン購入法「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に規定されるものの採用に努力するものとする。

### 1.19 保証について

本工事完了引渡し後、本工事の範囲内における原因の補修が発生したときは、請負者の費用負担にて補修すること。検収後に生産・据付上の不適合が発見された場合は、請負者は直ちに手直し又は修理を無償で行うものとする。また、機構は請負者に対して是正後の保証期間の延長を求めることができるものとする。不適合対応の期間及び保証期間は契約条項によるものとする。

### 1.20 工事实績情報サービスの登録

本工事の実績を工事实績情報サービス（CORINS）に登録する場合は、事前に監督員の内容確認を受けること。

### 1.21 完全週休2日（土日）

- 1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事である。
- 2) 週休2日の考え方は以下のとおりである。

受注者は、次の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。

イ 対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上の現場閉所を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

イ 対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

ロ 対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。

「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

- 3) 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。

また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

- 4) 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

#### 1.22 責任

受注者は工事中発生するすべての問題に対し全責任を負い、機構の意図に合致した完全なものを定められた期間内に施工し、機構側に引渡すものとする。

また、機構に申し出る種々の確認事項、試験、検査結果等の報告事項及び保証期間のあるものについては、確認後といえども受注者の責任は免れないものとする。

本工事において、設備の維持又は運用に必要な知見（技術情報）があれば、書面で提供すること。

#### 1.23 図書提出先

福井県敦賀市白木2丁目1番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀事業本部

戦略推進部 建設保全課

別表-1 提出図書リスト

図 書 名	提出時期	提出先	部数	備 考
1. 着手届	着手前	建設保全課	1	
2. 現場代理人届	着手前	"	1	
3. 主任技術者 / 監理技術者届	着手前	"	1	
4. 現場作業責任者届	着手前	"	1	
5. 安全衛生責任者届	着手前	"	1	
6. 作業要領書	着手前	"	2	
7. 品質保証計画書	着手前	"	2	(注1)、(注6)
8. 試験・検査要領書	着手前	"	2	(注1)
9. 試験 / 検査用機器試験成績書	試験/検査前	"	2	
10. 安全管理計画書	着手前	"	2	(注1)、(注6)
11. 作業体制表 (作業 / 緊急時)	着手前	"	2	(注2)
12. 作業員名簿、有資格者リスト	着手前	"	2	(注1)
13. 工程表 (月間 / 週間)	別途	"	別途	(注3)、(注8)
14. 中小受託事業者届	着手前	"	1	(注3)
15. 作業日報	当日分を翌日	"	1	(注3)
16. 作業報告書	作業完了後	"	2	(注4)
17. 試験・検査成績書	試験完了後	"	2	(注5)、(注7)
18. TBM, KY の確認シート	当日作業開始前	"	1	写真等、TBM, KY の状況がわかるものでも可とする。
19. 完了届	工事完了後	"	2	
20. 竣工届・請求書	検収時	"	1	(注3)
21. その他原子力機構との協議により必要とされる書類	その都度	"	別途	

(注1): 作業要領書に含めても良いものとする。

(注2): 作業要領書等に記載されていれば提出は省略できるものとする。

(注3): 機構より所定の様式を入手し作成するものとする。

(注4): 正式提出前に機構担当者に内容説明を行い、事前了解を得るものとする。

(注5): 作業報告書に含めても良いものとする。

(注6): 機構から受注した他案件により、同年度に提出している場合は、省略しても良いものとする。ただし、当該作業の品質保証活動が、同年度に提出した品質保証計画書と差異がある場合は、当部分についてその内容を示す資料を提出するものとする。

(注7): 検査成績書は、押印完了した最終版をスキャンの上、竣工時に電子データとして提出すること。

(注8): 週休2日促進工事の現場期所日を記載する。

## 特記事項

### 1.1 仮設工事

#### 1.1.1 外部足場組立 解体

- (1) 外部足場は手摺先行クサビ緊結式足場W900とし、労働安全衛生法その他関係法令に従い、適切な材料及び構造のもので工事施工及び監理に便利かつ安全堅固に組み立てるものとする。
- (2) 工事期間中は足場の保守管理を適切に行うこと。

#### 1.1.2 養生

工事中に既設構築物及び設備等を毀損または汚損の恐れのある場合は、適切な養生を施すこと。

#### 1.1.3 整理清掃片付け

工事中の作業場や材料置場等は、清掃及び片付けを毎日励行し、不要品は、速やかに場外へ搬出すること。

### 1.2 防水工事

#### 1.2.1 玄関庇既設パネル笠木等仮撤去

- (1) 防水改修に支障のある既設パネル、笠木等を仮撤去する。
- (2) 仮撤去品は損傷の恐れが無いよう適切な養生を行い保管する。
- (3) 防水シート撤去材は請負者の責任において適切に処分する。

#### 1.2.2 塩ビシート防水

- (1) 防水工法は国土交通省公共建築改修工事標準仕様書による合成高分子系ルーフィングシート防水S-M2とする。
- (2) 防水材料メーカー  
住ベシート防水株式会社 相当品とする。
- (3) 専門業者の責任施工とし、10年間の保証書を受注者、防水専門業者、防水製造メーカーの連名にて提出する。

#### 1.2.3 シーリング

- (1) シーリング材は2成分系変成シリコン 耐久性区分9030とする。
- (2) シーリング材メーカー  
コニシ株式会社 MSシール相当品とする。
- (3) 撤去材は請負者の責任において適切に処分する。

### 1.3 塗装工事

#### 1.3.1 腰壁クラック 破損部下地調整

クラック破損部を研り取り、鉄筋が腐食している場合は錆止め塗装の上、樹脂モルタル等にて補修する。

#### 1.3.2 高圧水洗浄

高圧水洗浄(15MPs程度未満)にて、塩分や塗膜の剥がれ、汚れ等を取り除く。

#### 1.3.3 防水形複層塗 材塗装替え

- (1) 使用材料  
東亜合成株式会社 アロンウォールST 水性Si仕様 相当品とする。
- (2) 工法

	<p>アロンウォールST工法 相当品とする。</p> <p>但し、国土交通省公共建築改修工事標準仕様書に準拠し、アロンウォールST工法における防水材は標準使用量より、<math>0.1\text{kg/m}^2</math>増やすこと。</p> <p>(3) 塗装材料は搬入量、使用量、残数量を管理し監督員の確認を得る。</p> <p>(4) 専門業者の責任施工とし、10年間の保証書を受注者、防水専門業者、防水製造メーカーの連名にて提出する。</p>
1.3.4 鋼製建具シャッター塗装替え	<p>(1) 下地調整の種別 RB種</p> <p>(2) 下塗り 変性エポキシ樹脂プライマー</p> <p>(3) 中塗り・上塗り(各1回) ポリウレタン樹脂系塗料</p> <p>(4) STS-1 (SUS製シャッター) については両面塗装とする。</p>
1.3.5 玄関庇パネルセラハ軒先パネル塗装替え	<p>(1) 下地調整の種別 RC種</p> <p>(2) 下塗り 変性エポキシ樹脂プライマー</p> <p>(3) 中塗り・上塗り(各1回) ポリウレタン樹脂系塗料</p>
1.3.6 玄関庇天井・小庇軒天塗装替え	<p>(1) 下地調整の種別 RB種</p> <p>(2) 下塗り 合成樹脂エマルジョンシーラー</p> <p>(3) 上塗り(2回) つや有合成樹脂エマルジョンペイント (EP-G)</p>
1.4 鋼製建具工事	<p>(1) STD-2 W800×H2,100 片開きフラッシュドア グレモン装置交換 シブタニC55G 相当品</p> <p>(2) STD-4 (廃液処理室) W2,300×H2,100 SUS製両開きフラッシュドア カバー工法取替 扉内部GW充填 SUS304 t1.5角出し曲げ加工 アクリル樹脂焼付塗装 グレモンハンドル錠 (マスターキー仕様) 順位調整器、DC、丁番 (6枚)</p> <p>(3) STD-5 W1,700×H2,100 両開きフラッシュドア 沓摺、扉擦れ補修</p> <p>(4) STD-6 W1,700×H2,965 両開きフラッシュドア ステンレス製下枠交換</p> <p>(5) STS-1 W2,900×H3,000 電動シャッター 下端隙間塞ぎ材取付け ピンチブロック(株) #38-PS 相当品。</p> <p>(6) SD-3 W770×H2,100 片開きフラッシュドア ピポットヒンジ交換 ニュースター 8C-5 相当品</p>
1.5 外構工事	<p>(1) 低木 (サツキ) 伐根撤去 既設植栽を伐根撤去し、監督員が指定する場所へ運搬する。</p> <p>(2) 表土鋤取り残土処分 表土を t=50 鋤取りし、監督員が指定する場所へ残土を運搬する。</p>

(3) 防草シート敷

防草シート (株)白崎コーポレーション チガヤシート相当品とする。

(4) 砂利敷

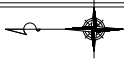
川砂利 25mm～40mm を厚さ 50mm 敷き込む。

1.6 電気設備工事

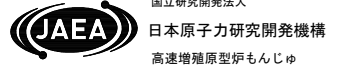
玄関庇照明器具交換 8 台。処分共。

照明器具 Panasonic XNW1063WNLE9 相当品とする。

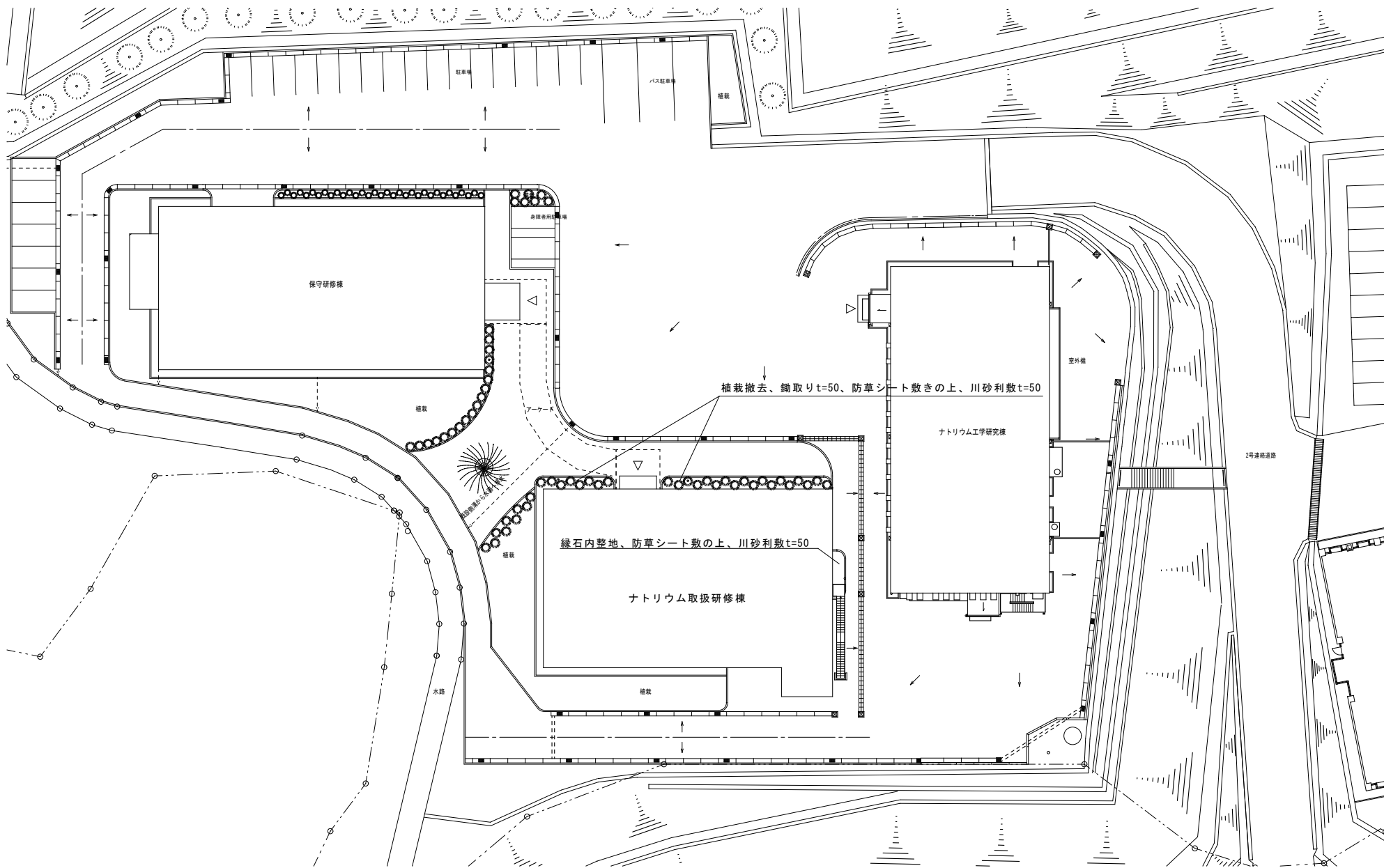
リニューアルプレート Panasonic NNK00002W 相当品とする。



着工年月日	..	..	
竣工年月日	..	..	
監理者印			
施工者印			



PRD. TITLE	ナトリウム取扱研修棟外壁塗装替工事	DATE	2026/05
DRG. TITLE	工事場所案内図	DRG. NO.	1
SCALE	none		

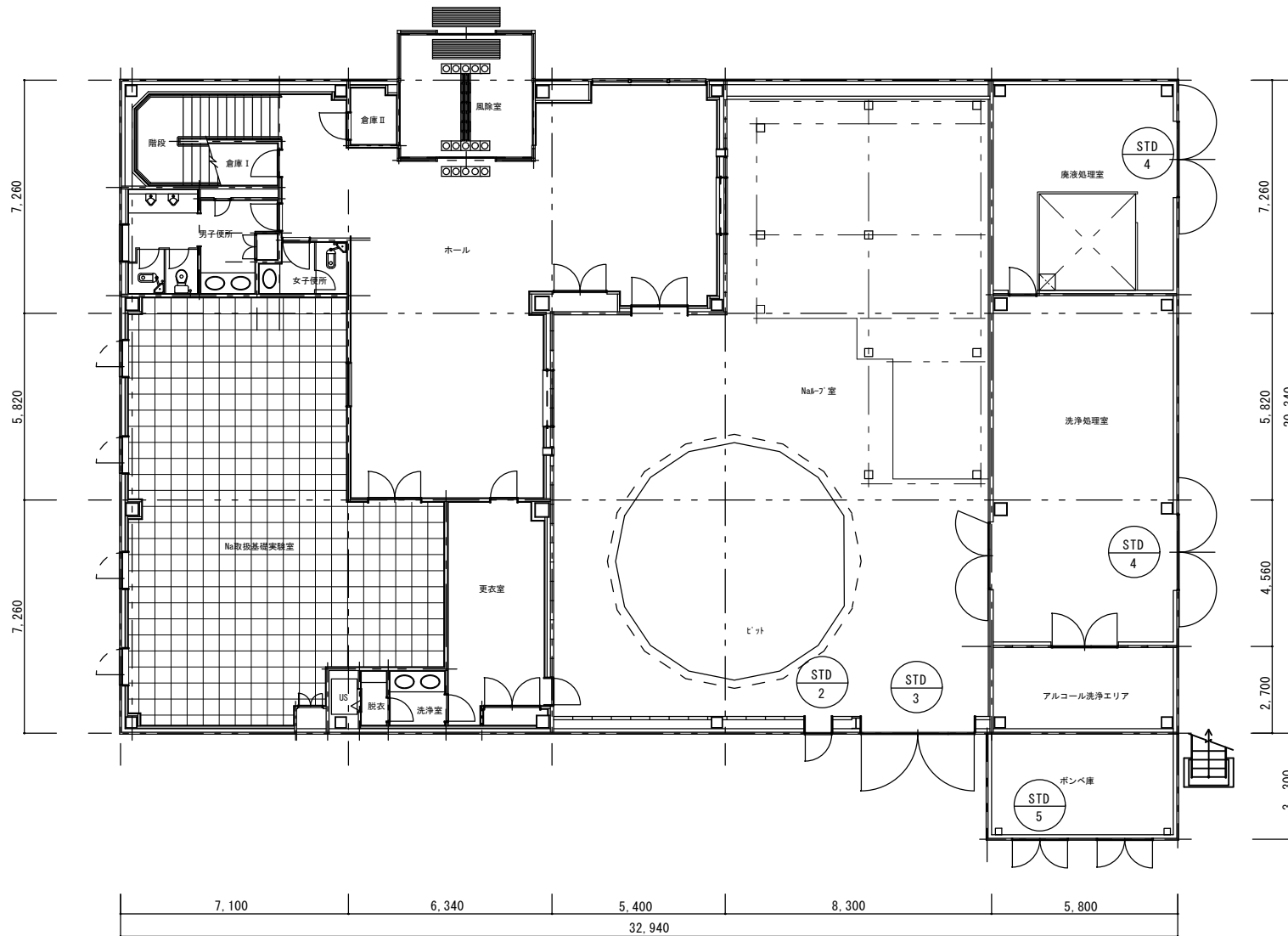


着工年月日	..	..	..
竣工年月日	..	..	..
整理者印		..	..
施工者印		..	..



国立研究開発法人  
 日本原子力研究開発機構  
 高速増殖原型炉もんじゅ

PROJ. TITLE	ナトリウム取扱研修棟外壁他塗装替工事	DATE	2026/05
DRG. TITLE	配置図・外構工事	DRG. NO.	2
SCALE	1/300		



鋼製建具補修一覧

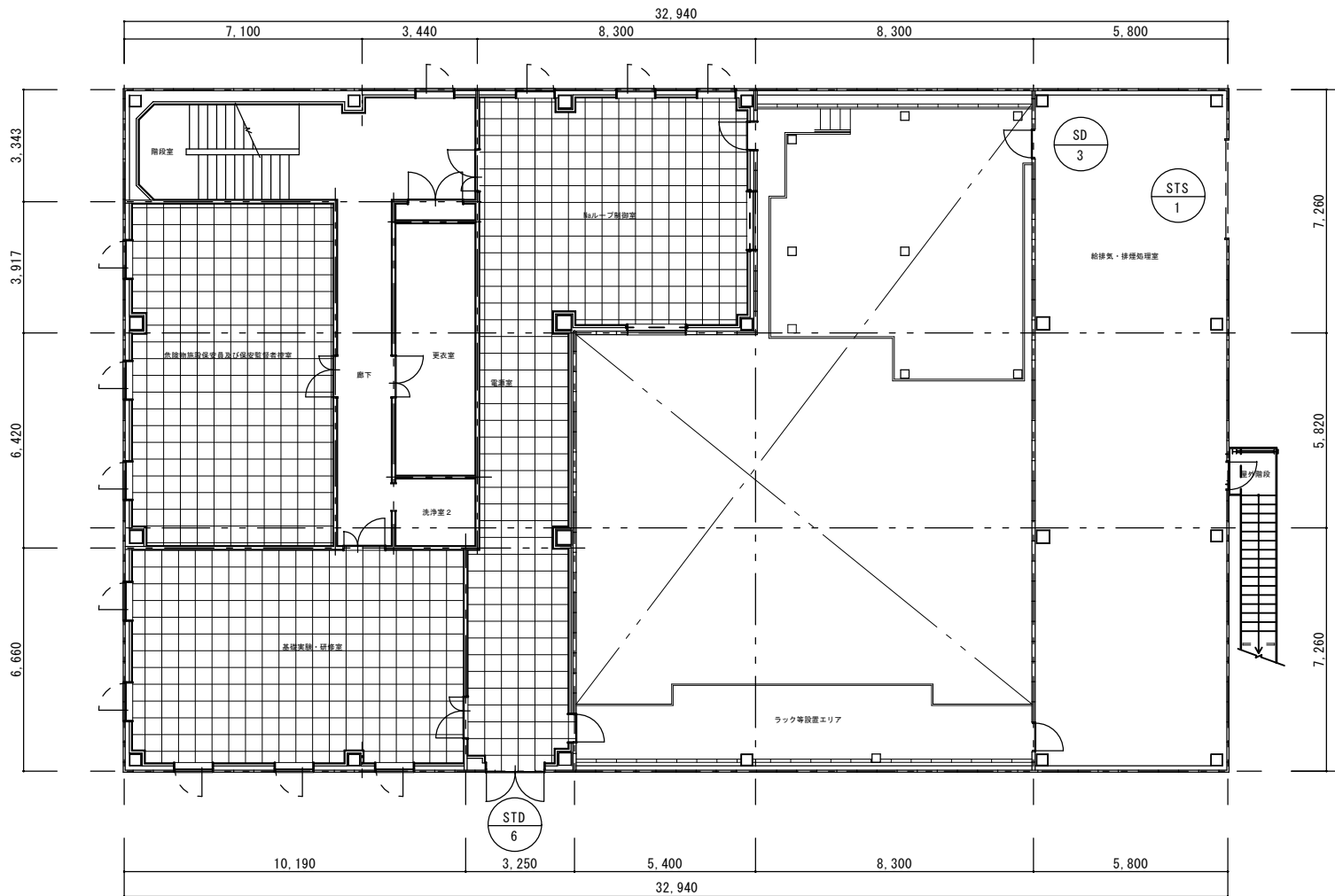
- ・ STD-2 : 片開きフラッシュドア W800×H2,100  
グレモン装置取替
- ・ STD-4 : SUS製両開きフラッシュドア W2,300×H2,100  
【廃液処理室】カバー工法取替  
扉内部GW充填  
SUS304 t 1.5角出し曲げ  
アクリル樹脂焼付塗装  
グレモンハンドル錠 (マスターキー仕様)  
順位調整器、DC、丁番 (6枚)
- ・ STD-5 : 両開きフラッシュドア W1,700×H2,100  
沓摺、扉擦れ補修

着工年月日	..	..	
竣工年月日	..	..	
監理者印		..	
施工者印		..	



国立研究開発法人  
日本原子力研究開発機構  
高速増殖原型炉もんじゅ

PROJ. TITLE	ナトリウム取扱研修棟外壁他塗装替工事	DATE	2026/05
DRG. TITLE	1階平面図・鋼製建具配置図	DRG. NO.	3
SCALE	1/100		



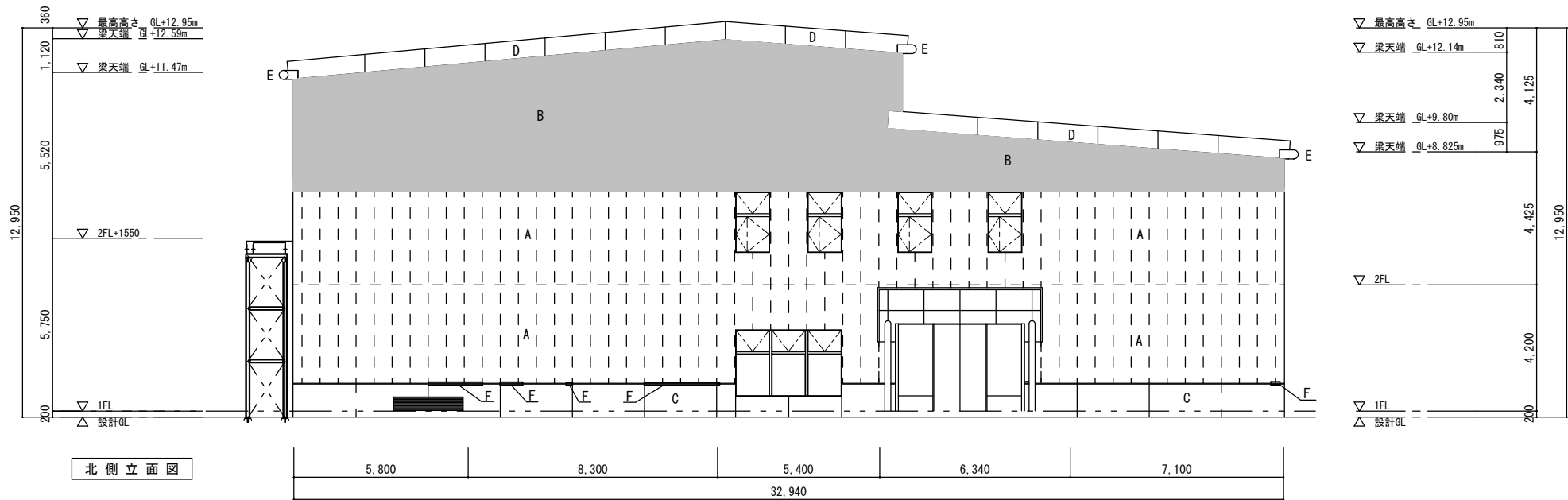
鋼製建具補修一覧

- ・SD-3: 片開きフラッシュドアW770×H2,100  
ピボットヒンジ交換
- ・STS-1: 電動シャッターW2,900×H3,000  
下端隙間塞ぎ
- ・STD-6: 両開きフラッシュドアW1,700×H2,965  
下枠取替

着工年月日	..	..	
竣工年月日	..	..	
監理者印	..	..	
施工者印	..	..	


 国立研究開発法人  
 日本原子力研究開発機構  
 高速増殖原型炉もんじゅ

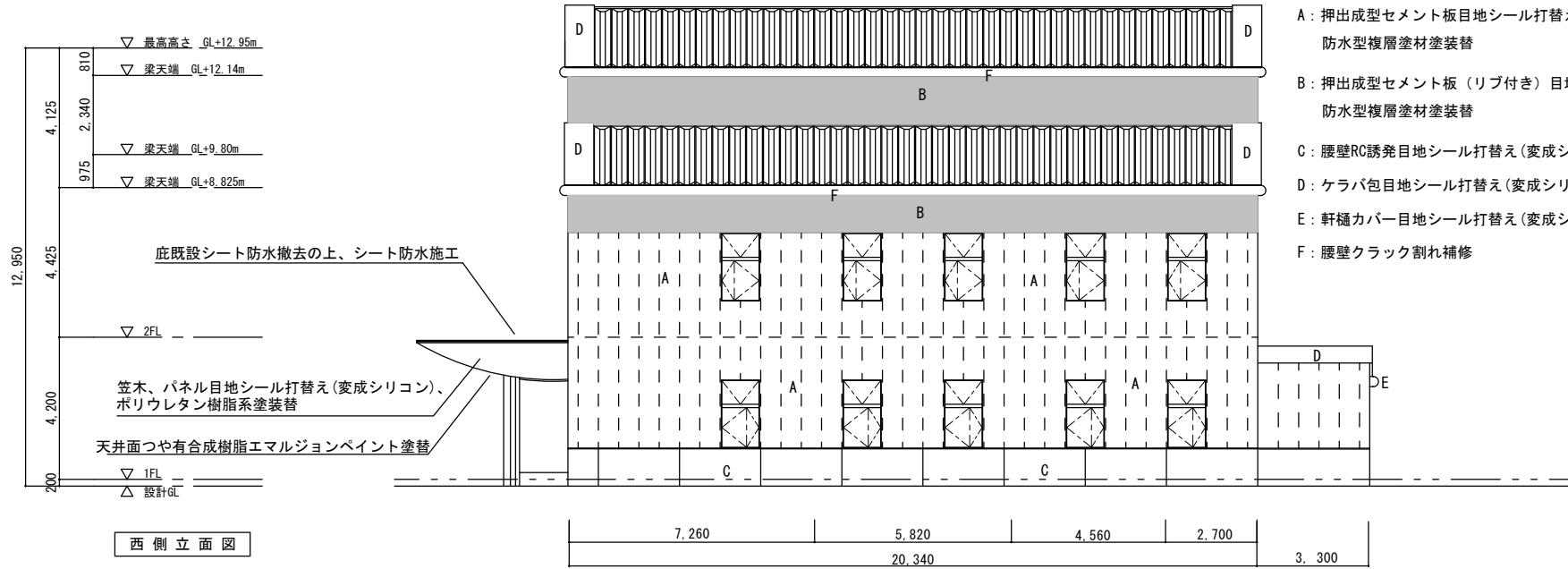
PROJ. TITLE	ナトリウム取扱研修棟外壁他塗装替工事		DATE	2026/05	
DRG. TITLE	2階平面図	SCALE	1/100	DRG. NO.	4



北側立面図

凡例

- A: 押出成型セメント板目地シール打替え(変成シリコン)、防水型複層塗材塗装替
- B: 押出成型セメント板(リブ付き)目地シール打替え(変成シリコン)、防水型複層塗材塗装替
- C: 腰壁RC誘発目地シール打替え(変成シリコン)防水型複層塗材塗装替
- D: ケラ包目地シール打替え(変成シリコン)、ポリウレタン樹脂系塗装替
- E: 軒樋カバー目地シール打替え(変成シリコン)、ポリウレタン樹脂系塗装替
- F: 腰壁クラック割れ補修

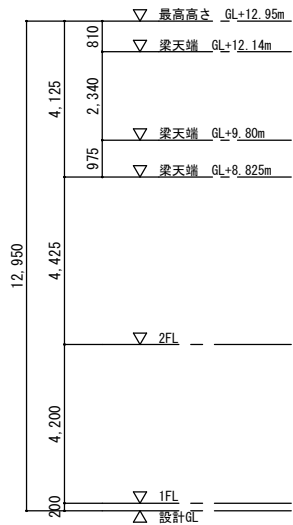


西側立面図

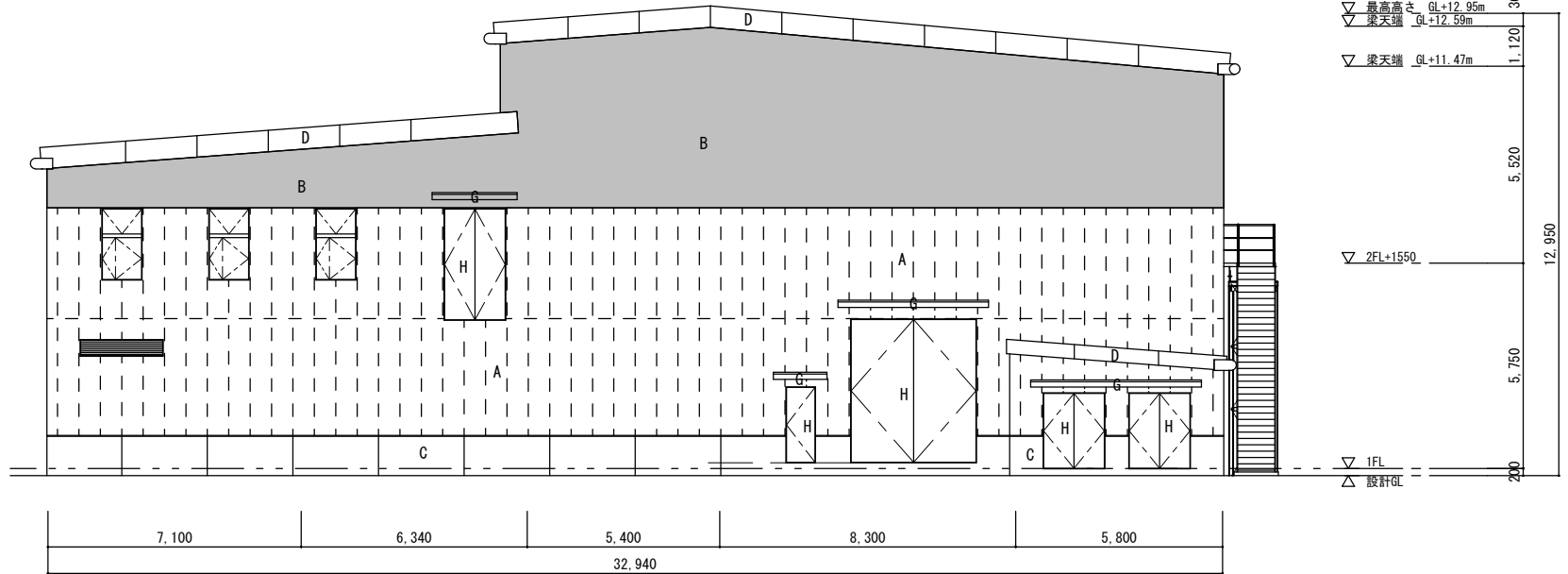
着工年月日	..	..	
竣工年月日	..	..	
監理者印	..	..	
施工者印	..	..	



PROJ. TITLE	ナトリウム取扱研修棟外壁他塗装替工事	DATE	2026/05
DRG. TITLE	立面図 (1)	SCALE	1/100
DRG. NO.			5



南側立面図

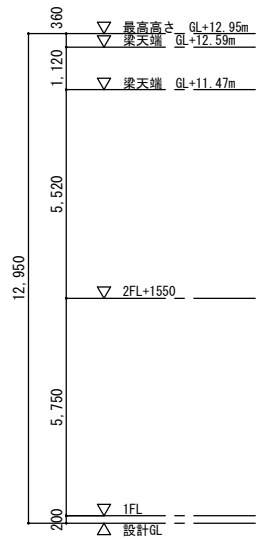


凡例

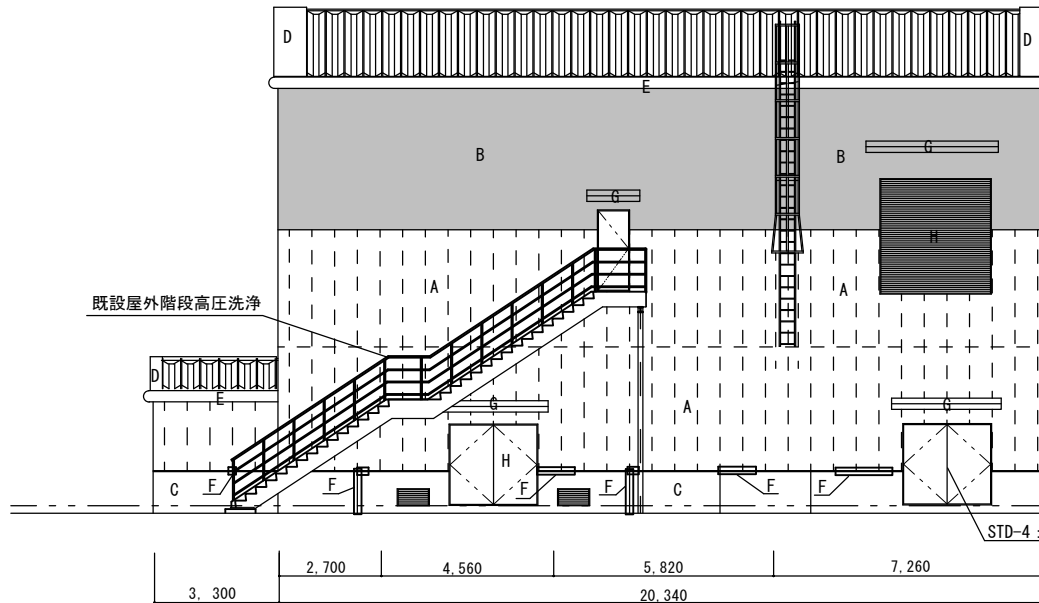
- A: 押出成型セメント板目地シール打替え(変成シリコン)、  
防水型複層塗材塗装替
- B: 押出成型セメント板(リブ付き)目地シール打替え(変成シリコン)、  
防水型複層塗材塗装替
- C: 腰壁RC誘発目地シール打替え(変成シリコン)防水型複層塗材塗装替
- D: ケラパ包目地シール打替え(変成シリコン)、ポリウレタン樹脂系塗装替
- E: 軒樋カバー目地シール打替え(変成シリコン)、ポリウレタン樹脂系塗装替
- F: 腰壁クラック割れ補修
- G: 小庇軒天つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗替
- H: 鋼製ステンレス建具ポリウレタン樹脂系塗装替(片面)  
※STS-IIについては両面塗装替えとする。

天井照明器具交換 8 台

STD-4: SUS製両開きフラッシュドア、カバー工法取替



東側立面図



着工年月日	..	..	
竣工年月日	..	..	
監理者印	..	..	
施工者印	..	..	



国立研究開発法人  
日本原子力研究開発機構  
高速増殖原型炉もんじゅ

PROJ. TITLE	ナトリウム取扱研修棟外壁他塗装替工事	DATE	2026/05
DRG. TITLE	立面図 (2)	DRG. NO.	6
SCALE	1/100		